

令和元年度事業報告書

自 令和元年7月1日

至 令和2年6月30日

1. 概 況

事業の種類（認定法別表17号・19号）「国土の利用、整備又は保全を目的とする事業」・「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する「土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人が協働し、国民の不動産に関する権利の明確化と相隣関係の安定を推進する事業」を適切に遂行いたしました。

全国で新型コロナウイルス感染症が蔓延した1月以降、新しい生活様式を意識して運営しました。

事業収入は昨年度より1千万円減の約2億6千万円となりました。

2. 協会の運営について

昭和60年の本協会の設立から35年、平成24年7月に秋田県認定の公益社団法人に移行して8年が経過いたしました。公益法人としての運営を常に意識し、今回の新型コロナウイルス感染症による対応についても、公益法人の対応に関する情報や全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会や東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の対応を参考といたしました。密閉・密集・密接を避け、ソーシャルディスタンスの確保に努めました。

4月以降の会議は主にリモート会議システムを利用し、常任理事会・理事会をWeb会議といたしました。

いわゆる法人法三法を遵守し、公益法人としての公開事項である、定款・役員報酬に関する規則・監事報酬に関する規則・事業計画書・予算書・事業報告書・貸借対照表等の決算報告書・社員名簿を公開いたしました。

また、個人情報の漏えいがないように、理事会で説明し徹底を図りました。

土地家屋調査士の新入会員に本協会の主旨を説明し、令和2年7月から2名の方が社員として入会することとなりました。

以上、事業計画書に基づいて協会の運営をいたしました。

3. 公益目的事業について

【公1-1 公共嘱託登記に係る受託事業】

官公署等による公共嘱託登記業務を受託し、適切に処理することにより、委託元の事業の円滑な推進に寄与し、「土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人が協働し、国民の不動産に関する権利の明確化と相隣関係の安定を推進しました。

国の機関では、国土交通省秋田河川国道事務所、同能代河川国道事務所、同湯沢河川国道事務所、烏海ダム工事事務所、東北財務局、東北森林管理局、秋田労働局より業務受託いたしました。

秋田県からは、財産活用課、産業集積課、農林政策課、園芸振興課、資源エネルギー産業課、秋田港湾事務所、教育庁、県警本部、鹿角・北秋田・山本・秋田・由利・仙北・平鹿・雄勝の各地域振興局より業務受託いたしました。

市町村では、秋田市、秋田市上下水道局、大館市、能代市、男鹿市、由利本荘市、にかほ市、大仙市、仙北市、横手市、湯沢市、三種町、五城目町、美郷町、羽後町、大曲仙北広域市町村圏組合より業務を受託いたしました。

また、自然災害等の被災した地方自治体に対し地方税法第381条に関する不動産の表示に関する登記（固定資産課税台帳の登録事項）につき、概ね激甚災害法にて指定を受けた範囲においてその

申出、関連する調査測量を本協会に対応できる限り受託し、登記事務支援活動（地方税法にも援用される）を行うこととしておりますが、本年度の受託はありませんでした。

さらに、他の公共嘱託登記土地家屋調査士協会と災害支援協定を結び、当該地域の協会、社員が被災し地方自治体に対し行う災害支援活動に支障が生じる時には財政的支援、物的支援、人的支援が迅速に行えるように準備しておりますが、本年度に該当事例はありませんでした。

【公1-2 法務局備え付けとなる地図の作成受託事業】

秋田地方法務局の地図作成作業は、一年目作業として秋田市土崎港中央一丁目、二丁目、四丁目の実態調査と基準点設置作業を完了させ納品いたしました。また、二年目作業として寺内後城、寺内堂ノ沢一丁目、二丁目の一筆地調査測量を実施し、地図と地積測量図を納品いたしました。そして現在二年目作業として、秋田市土崎港中央一丁目、二丁目、四丁目の一筆地調査を実施中であります。14年間継続受託しておりますこの作業、秋田市北部の広大な地域の地図が完成しております。秋田県の土地家屋調査士が地域の人々と境界確認をすることは、方言を含む地域の慣習も共有していることにより信頼関係を構築出来、筆界の精度を上げるためにも有益でありました。本協会の公益目的事業の本旨に沿うものと感じられました。

【公1-3 公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する相談事業】

役員、社員が随時電話もしくは対面において行いました。公共嘱託登記事務の適切な処理や地図の見方などの説明をいたしました。

以上の三事業は、直接的な受益者は委託者である官公署等ではありますが、最終的な受益者は不特定多数の県民であり、法令により官公署等からの依頼は正当な事由がない限り拒むことは出来ず公益の増進に貢献しました。

【公1-4 公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する研修事業】

9月9日に東京財団政策研究所吉原祥子氏を講師に迎え、「所有者不明土地問題とこれからの未来を考える」という演題で、官公署職員と土地家屋調査士及び隣接資格者を対象に研修会を実施しました。何が原因で、その結果何が問題となるのか。政府の審議会委員でもいらっしゃる講師の先生のお話を聞き、土地問題に対する対応の一助となりました。

また、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会や東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会に役員を派遣し、理事会での伝達やホームページへの掲載を実施しました。

この研修事業は、公益法人として社員以外の土地家屋調査士も対象であり、県外の土地家屋調査士の受講もありました。資質の向上や情報の公開により、最終的な受益者は不特定多数の国民であります。

【公1-5 災害発生時における復興支援に関する協定書に基づく支援事業】

平成30年度からの公益目的事業であります。秋田県との災害発生時における復興支援に関する協定書による「不動産登記及び境界問題等の相談業務」と「市町村が実施する住家の被害認定調査業務の補助作業」であります。平成30年度は幸いにも協定書に基づく事業はありませんでした。秋田県総合防災課及び秋田県土地家屋調査士会と担当責任者及び連絡体制についての情報を共有いたしました。

以上、事業報告といたします。